主

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A、同B、同Cの弁護人臼居直道の上告趣意について。

憲法二九条違反をいう点は、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張にすぎず、 その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な 上告理由にあたらない。

なお、所論に鑑み職権で判断するに、漁業法一四〇条により追徴することができる漁獲物の価額は、客観的に適正な卸売価格をいうものと解するのが相当であり、これと結論を同じくする原判断に法令違反はない。

被告人Aの弁護人山根喬、同鈴木貞司及び被告人B、同C、同Dの弁護人野口一の各上告趣意について。

いずれも量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年六月一七日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	⊦	岸	裁判官